≪保安の確保に係るお知らせとお願い≫

　低圧ホースを２本以上接続することについて

　保安機関による定期消費設備調査において、消費者宅の末端ガス栓と移動式燃焼器(炊飯器)との間をゴム管と燃焼器用ホースを迅速継手で連結し、接続している事例があったことが分かりました。

　高圧ガス保安協会が発行する「ＬＰガス設置基準及び取扱要領」では、低圧ホースを２本以上接続しないよう記載されておりますので、該当事例があれば改善方お願いします。

　※以下『ＬＰガス設備設置基準及び取扱要領2012(青本)』(110ページ)より抜粋

5.3.3　低圧ホースの選定

（1）低圧ホースは、用途に応じた種類及び長さのものを選定すること。

（2）低圧ホースは、自主検査の検査合格証票が貼付されているものを選定することが望ましい。

（3）低圧ホースは、２本以上を繋いで使用しないこと。

※低圧ホースには、継手金具付低圧ホース及び燃焼器用ホースがあります。

　消費設備調査の推進について

　定期供給設備点検・定期消費設備調査は法定事項であり、一般消費者等に起因するＬＰガス事故を未然に防止する重要な点検・調査です。適切に実施されない場合は設備の基準不適合等により事故の危険性を増加させるものです。

特に点検・調査を他の保安機関に委託している販売事業所においては、委託先の保安機関名を適切な方法により消費者へお知らせし、法定調査が期限内に実施されるようご協力をお願いします。